

国土建第317号
令和元年10月30日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

今般、登録土工基幹技能者講習及び登録ALC基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして同号ハの規定に基づき認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回の改正内容について

法第七条第二号ハにより、国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定した者についても主任技術者等に該当する（法第二十六条第一項）とされており、当該認定の対象として登録基幹技能者講習の修了者が建設業法施行規則第七条の三第三号に規定されているところ、今回その対象となる登録基幹技能者講習として以下の2種目について追加を行った。

建設業	登録基幹技能者講習の種目
とび・土工工事業	登録土工基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録ALC基幹技能者

2. スケジュールについて

公布の日から施行する。

(参考)

・登録土工基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた土工（土砂等の掘削、盛り上げ、締固め等を行う工事その他基礎的ないしは準備的工事等）に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録土工基幹技能者講習の修了者

・登録ALC基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れたALCパネル（石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート建材）工事に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録ALC基幹技能者講習の修了者

以上